

9月より小規模企業共済・経営セーフティ共済の 手続きが一部オンライン対応可能になりました！ — 郵送の手間が減り、より便利にご利用いただけます —

■小規模企業共済とは？

小規模企業の個人事業主・共同経営者・役員を対象とした積み立てによる退職金制度です。積み立てた共済金は退職・廃業時の際に退職所得や公的年金等の雑所得扱いとして受け取ることができます。また、掛金は全額所得控除となり節税にも活用できます。

加入対象者

制度に加入できる方は個人事業主・共同経営者・会社等役員で、従業員数(アルバイト・パートは除く)によって判断されます。申込時に小売・卸売・サービス業等に該当する企業は従業員数5人以下、製造業・建設業等に該当する企業は従業員数20人以下であることが要件となります。

■9月以降にオンライン化される手続き内容〔※1〕(紙でのお手続きも引き続きご利用いただけます。)

- ・新規加入申込書等の作成 〔※2〕
- ・掛金月額の変更
- ・契約者情報の変更
- ・掛金引き落とし口座の変更 〔※2〕
- ・払込区分の変更(毎月払い、半年払い、年払いのいずれかに変更できます。)
- ・掛金の一括納付
- ・掛金控除証明書の電子発行

※1 各種オンライン手続きにはマイナンバーカードによる本人認証が必要となります。

※2 オンライン手続きの場合、新たにゆうちょ・楽天・GMO あおぞらネット銀行を振替口座として設定いただけます。

■経営セーフティ共済とは？

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れできます。また、掛金は月額20万円まで設定でき、確定申告の際に損金または必要経費に算入できます。

加入対象者

事業を1年以上行っている中小企業事業者(企業組合、協業組合等も可)

■9月以降にオンライン化される手続き内容(紙でのお手続きも引き続きご利用いただけます。)

- ・新規加入申込書等の作成
- ・掛金月額の変更
- ・契約者情報の変更(法人の事業所名と個人事業主の氏名変更はオンライン対応しておりません。)
- ・掛金引き落とし口座の変更
- ・掛金の掛止め、納付再開始
- ・掛金の前納

※各種オンライン手続きにはGビスIDプライムによる認証が必要となります。

(GビスIDとは行政手続きをインターネット上で行うための共通認証システムです。)

【お問合せ先】 独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 (050-5541-7171/平日9時~17時)
新潟商工会議所 中小企業振興部 (025-290-4212/平日9時~17時30分)